

関稅定率法施行規則の一部を改正する省令（案） 参照条文

◎ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（特定用途免税）

第十五条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関稅を免除する。

一 三 （省略）

四 儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品で財務省令で定めるもの

五 十 （省略）

2 （省略）